

2021 年 2 月 No.9

再エネ特措法改正と太陽光発電設備の解体等費用リザーブ

弁護士 本田 圭 / 田中 宏和

1. はじめに

昨年（2020 年）10 月の臨時国会における所信表明演説において、「国内の温暖化ガスの排出を 2050 年までに実質ゼロとする」との方針が打ち出されて以降、再生可能エネルギーに対する期待が高まり、新聞等において関連する報道がされない日はないというような状況が続いている。

再生可能エネルギーの主力電源化に向けた制度改正については、本ニュースレター第 4 号（2020 年 5 月「ポストコロナにおける再生可能エネルギーと、再エネ特措法の抜本的改正案について」）においてお伝えしたとおりであるが、本号では、太陽光発電設備の解体等費用の内部積立に関する制度改正の最新動向を中心として、再エネ特措法改正関連の続報をお届けする。

2. 再エネ特措法の改正 –認定失効制度について–

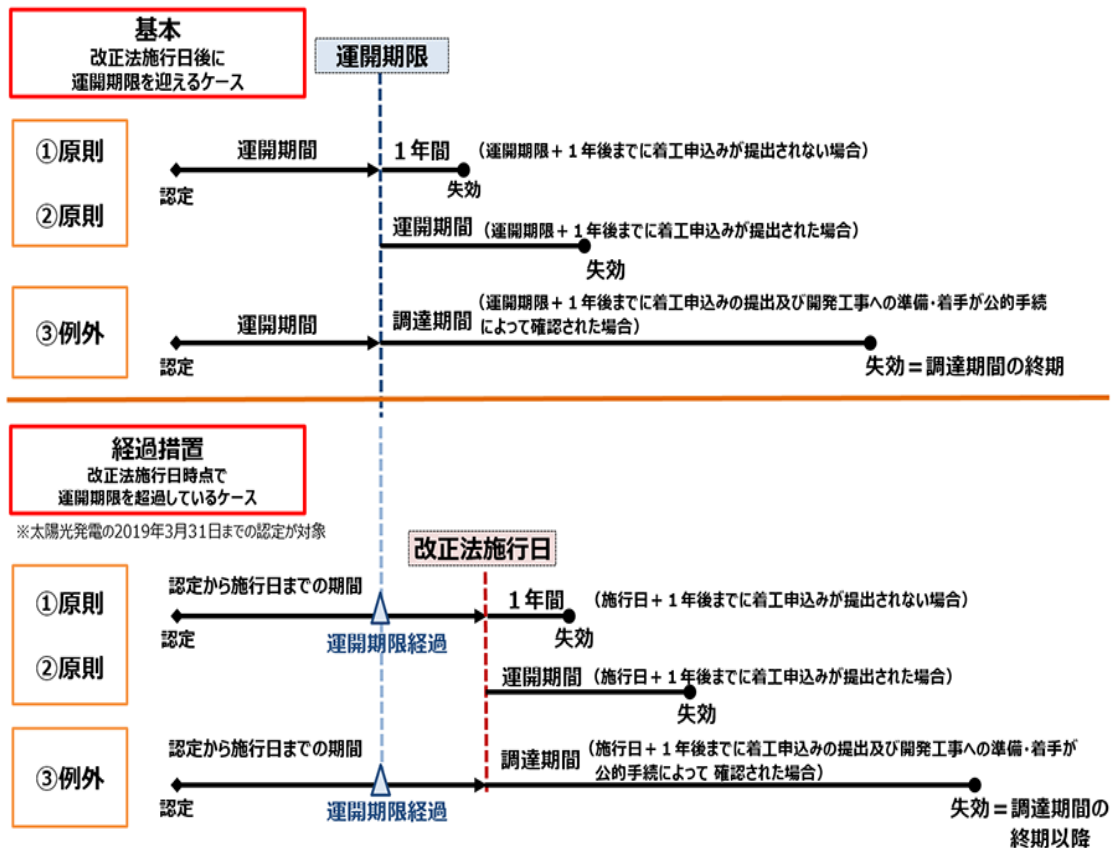
上記ニュースレター第 4 号の後、再エネ特措法の抜本的改正を含む「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 9 号）」が 2020 年 6 月 5 日に成立し、同月 12 日に公布された（以下「強靱化法」という。）。強靱化法に基づいて改正された再エネ特措法（以下「改正再エネ特措法」という。）の施行日は、基本的に 2022 年 4 月 1 日とされている（強靱化法附則第 1 条）。

改正再エネ特措法の主なポイントとしては、上記ニュースレター第 4 号でもお伝えした、FIP 制度の導入、認定失効制度の導入及び解体等費用の積立が挙げられる¹。その中で、認定失効制度（改正再エネ特措法第 14 条第 2 号）については、同年 9 月に再エネ特措法施行規則の改正案がパブコメに付された上で（パブコメ結果の公表は同年 11 月 6 日）、当該制度の詳細を定める施行規則が同年 12 月 1 日に公布された。その概要は、次ページの図表のとおりであり、「なっとく！再エネ」のウェブサイト

（https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html）において FAQ も公表された。

¹ 2021年2月16日に開催された、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会 合同会議

（https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/024.html）の資料「エネルギー供給強靱化法に盛り込まれた再エネ特措法改正法に係る詳細設計（案）」（2021年2月）においてもポイントがまとめられているので、そちらも参照されたい（以下「合同会議資料」という。）。



(資源エネルギー庁「なっとく！再生可能エネルギー」内の「再エネ特措法改正関連情報」から抜粋 (アクセス：2021年2月24日))

この中で、実務的に喫緊の問題となるのは、改正再エネ特措法の施行日において運転開始期限を迎えている、未稼働の2MW以上の大規模太陽光案件（いわゆる未稼働メガソーラー案件）である。上記図表の2つ目において表現されているとおり、施行日である2022年4月1日の1年後の2023年4月1日（「基準日」）において、系統連系工事着工申込みが受領され、かつ、開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された場合に初めて認定失効リスクが取り除かれることになる（具体的には、上記図表のとおり、失効のタイミングが調達期間の終期以降となる。）。

そのため、未稼働メガソーラー案件を保有している又は投資/取得を検討している事業者におかれては、2023年4月1日までに、工事計画届出が提出され、また、（環境アセスが求められる案件においては）環境影響評価準備書に対する経産大臣勧告等がなされて、準備書に係る環境アセス手続が完了しており、「再生可能エネルギー発電事業進捗確認書」（上記ウェブサイトにおいて公開されている）によって当局の確認が得られている必要があることについて特に注意されたい。

なお、上記のとおり、系統連系工事着工申込みの提出も必須であるが、（未稼働案件に対する既存の規制に従って）既に提出されている場合が多いと思われるところ、重ねて提出する必要はない点が上記FAQ（#1-6）において記載されている。

3. 太陽光発電設備の解体等費用リザーブ（内部積立）

さらに、太陽光発電設備の解体等費用積立（改正再エネ特措法第15条の6以下）についても、2021年2月8日に再エネ特措法施行規則の改正案（以下「規則改正案」という。）がパブコメに付された。これは、2020年10月19日に開催された「第8回 太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するワーキンググループ」における議論に基づくものである（詳細検討資料）：

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/taiyoko_haikihyo_wg/pdf/008_01_00.pdf)。

規則改正案の主なポイントは、改正再エネ特措法第 15 条の 6 第 3 項・第 4 項において既に定められている電力広域的運営推進機関（OCCTO）に対して納付する外部積立だけでなく、事業者による内部積立が認められるための要件などが定められたことである。以下において解説するとおり、一定の場合には、金融機関との間の合意に基づいて内部積立をすることが認められることとなるため、プロジェクトファイナンスを得て、金融機関から積立を求められる案件において活用できる制度設計がなされたと言える。

内部積立に関する規則改正案の概要は以下のとおりであり、パブコメ期限は 2021 年 3 月 9 日とされている。

(1) 内部積立が認められるための要件（改正再エネ特措法第 9 条第 4 項第 7 号）

規則改正案は、内部積立が認められるための資金確保に係る要件として、以下の 6 つの要件を認定基準として掲げている。それぞれについて留意点を挙げているため、参照されたい。

- ① **積立額の総額が、解体等積立金の額の算定において基礎とした解体等に通常要する費用の額を上回るものであること。**
 【留意点】積立基準額については、後記(2)参照。
- ② **解体等積立金が外部積立されるよりも早期に積み立てられること**
 【留意点】後記(3)の積立時期よりも早く内部積立がされている必要があると考えられる。
- ③ **以下のいずれかの方法によって積み立てられること。**
 - (a) **金融機関との契約において、再生可能エネルギー発電事業における収支計画及び積立金の管理に係る事項が定められ、当該積立金が他の用途に用いられないことが確保されていること**
 - (b) **認定の申請をした者又はその親会社等若しくは子会社等（金融商品取引法上の金融商品取引所又はこれに準ずる取引所において株式を上場している場合に限る。）が、会社法上の計算書類又はこの附属明細書において解体等に要する費用に充てるための資金を計上していること又はこれに準ずる場合**
 【留意点】上記(a)は、プロジェクトファイナンスのローン契約に基づいて解体等費用のリザーブが求められる場合が該当すると考えられ、プロジェクトファイナンス案件において利用できると言える。他方、上記(b)は基本的に上場企業であることが要求されるため、必ずしも広く利用できるものではないと言えると思われる。
- ④ **上記の積立方法以外の方法によって資金を確保する場合においては、当該再生可能エネルギー発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること**
 【留意点】上記③(a)(b)以外でも内部積立が許容される場合がある旨が規定されているが、具体的な要件は必ずしも明らかではない。例えば、土地を借りて太陽光発電事業を行っている場合に、地権者から要求されて撤去費用を積み立てている案件なども散見されるが、そのような場合もこの規定に該当するのかについては検討が必要と言える。
 なお、上記詳細検討資料においては、現金リザーブではなく、保険や保証を利用する場合が検討対象とされている（詳細検討資料 22 頁）。
- ⑤ **毎年、確保されている解体等に要する費用に充てるための金銭の額（金銭の積立以外の方法によって資金を確保する場合にあつては、当該金銭の確保の方法）を公表することに同意すること**
 【留意点】具体的にどのような公表の仕方が求められるのが必ずしも明らかではないが、リザーブ金額の公表について、ローン契約上の守秘義務の例外とする必要がある。
- ⑥ **上記各要件を満たさなくなった場合は、外部積立となることについて同意すること**

【留意点】あくまで原則は OCCTO への外部積立であり、要件を満たさなくなったら外部積立となる点に留意が必要である。

(2) 対象案件（改正再エネ特措法第 15 条の 6 第 1 項）及び解体等積立基準金額（改正再エネ特措法第 15 条の 7 第 1 項・第 2 項）

解体等費用の積立の対象となる案件は、経済産業大臣が指定することとされ（改正再エネ特措法第 15 条の 6 第 1 項）、規則改正案には明記されていないものの、上記詳細検討資料（4 頁）及び合同会議資料（18-20 頁）によると、10 kW 以上の全ての太陽光発電の FIT/FIP 認定案件が対象になると思われる。

そして、以下の表のとおり、認定年度毎に、解体等積立基準額（kWh 単位）を定めることとされている。なお、便宜的に認定年度毎に記載されているが、当初の認定年度ではなく、適用される調達価格に対応する解体等積立基準額が適用される。

認定年度		調達価格	解体等積立基準額
2012 年度		40 円／kWh	1.62 円／kWh
2013 年度		36 円／kWh	1.40 円／kWh
2014 年度		32 円／kWh	1.28 円／kWh
2015 年度		29 円／kWh 27 円／kWh	1.25 円／kWh
2016 年度		24 円／kWh	1.09 円／kWh
2017 年度	入札対象外	21 円／kWh	0.99 円／kWh
	第 1 回入札対象	落札者ごと	0.81 円／kWh
2018 年度	入札対象外	18 円／kWh	0.80 円／kWh
	第 2 回入札対象	（落札者なし）	—
	第 3 回入札対象	落札者ごと	0.63 円／kWh
2019 年度	入札対象外	14 円／kWh	0.66 円／kWh
	第 4 回入札対象	落札者ごと	0.54 円／kWh
	第 5 回入札対象	落札者ごと	0.52 円／kWh
2020 年度	10 kW 以上 50 kW 未満	13 円／kWh	1.33 円／kWh
	50 kW 以上 250 kW 未満	12 円／kWh	0.66 円／kWh
	250 kW 以上	落札者ごと	0.66 円／kWh
2021 年度	10 kW 以上 50 kW 未満	12 円／kWh	1.33 円／kWh
	50 kW 以上 250 kW 未満	11 円／kWh	0.66 円／kWh
	250 kW 以上	落札者ごと	0.66 円／kWh

（資源エネルギー庁等「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」

の一部を改正する省令案等の概要」(令和3年2月)から抜粋)

(3) 積立期間(改正再エネ特措法第15条の6第2項)及び取崩し

積立期間は、一律に、調達期間のうち後半の10年間とされている。積立開始時期は(最も早いもので)2022年7月1日とされ、終了時期は調達期間が終了する日となる。なお、開始時期は具体的には以下に従って定まる。

- ① 調達期間が終了する日から起算して10年前の日が、2022年7月1日より前の日である場合
→開始時期：2022年7月1日以降に最初に検針等が行われた日
- ② 上記①以外の場合
→開始時期：調達期間が終了する日から起算して10年前の日以降に最初に検針等が行われた日

また、内部積立された資金の取崩しについては、規則改正案においては明確ではないものの、上記詳細検討資料(4頁)及び合同会議資料(18-20頁)によると、基本的には、外部積立において積立金の取戻しが認められる場合(調達期間中に発電事業を終了・縮小する場合、又は、調達期間終了後に発電事業を終了・縮小若しくは太陽光パネルを交換して発電事業を継続する場合に限り、一定の条件の下で全部又は一部について認められる。)と同じ条件とされるものの、修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用も認められるようである。もっとも、その場合も、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しを求めることとされるようであるので、注意が必要である。

(4) 施行時期

解体等費用の積立に関する改正については、2022年4月1日に施行が予定されている。

4. 最後に

現在の国際情勢及び昨年の臨時国会での明確な方針の打ち出しからすれば、冒頭で述べた再生可能エネルギーに対する期待の高まりは一過性のものではなく、今後も続いていくものと思われ、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた制度改正は今後も進んでいくものと思われる。本ニュースレターでは、引き続きアップデートをお届けする予定である。

2021年2月25日

[執筆者]

**本田 圭**（弁護士・パートナー）

kiyoshi_honda@noandt.com

1999 年慶應義塾大学法学部卒業。2001 年弁護士登録（第二東京弁護士会）。2001 年～2004 年牛島総合法律事務所勤務。2004 年長島・大野・常松法律事務所入所。2007 年 Lewis & Clark Law School 卒業（LL.M. in Environmental and Natural Resources Law）。2008 年 University College London Faculty of Laws 卒業（LL.M. in International Business Law）。2011 年～2017 年カーボン・オフセット認証制度認証委員。2015 年～2016 年環境不動産普及促進検討委員会 ワーキンググループメンバー。2017 年～太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会委員。2018 年～武蔵野大学大学院法学研究科 客員准教授。

主な取扱分野は、火力・再エネ等に係るプロジェクトファイナンス案件、環境法（特に土壌汚染、排出権取引等）、不動産証券化案件等。

**田中 宏和**（弁護士）

hirokazu_tanaka@noandt.com

2015 年慶應義塾大学卒業。2017 年慶應義塾法科大学院卒業。2018 年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。

エネルギー法務、不動産取引等を中心に、不動産ファイナンス、金融規制法のほか、契約書の作成、規制対応、民法・会社法等の日常的な相談など、企業法務全般に従事している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Infrastructure, Energy & Environment Legal Update ～インフラ・エネルギー・環境ニュースレター～の配信登録を希望される場合には、<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-InfraEandE@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承ください。